

平成 31 年 4 月 10 日陳述原稿

() ない数字等は資料の記号です。

過去の背景 (1)

私は一宮市に対し平成 25 年 2 月 8 日以来 13 回の住民監査請求を行いました。

一宮市はもともと交付金・補助金等の精算において領収書等での確認はほとんど行っておりませんでした。住民監査請求で棄却はされましたが意見が付いたことで、神山連区、敬老会・町内会・交通安全会等事業で住民監査請求での意見等も踏まえ、問題を指摘された部所だけが改善されてきました。しかし同じ部内でも改善は行われず。同じ問題が発生しております。それは市長が領収書に対する考えが余りにも杜撰なためです。地域づくり協議会では「決算書等に監事等の承認印があれば、領収書の添付は必要ない」とのことに對する質問に対し、市長は「地域づくり協議会は、協議会により選出された役員により運営されるものと考えます。地域づくり協議会の役員は地域住民の信頼を得て選出された方だと思っていますので、当然市も信用しています。」又「日本人は、実印、認印を問わず、印を押すことが場合によっては重大な結果を招くことを理解してきたと認識しており、お尋ねの書類の印も決して軽々しく押されたものではないと考えます」これが市長の考えであり一宮市において領収書等との確認を怠る原因の一つだと思います。

市に住民監査請求し続けていても埒が明かないので県費が絡んだ問題を追及しだした次第です。

交付金の申請から実績報告までの状況

①計画及び所要額調べは市で作成されておりますが、交付基準による算定額、県交付金申請額、その他以外は、民生委員数の増減、前年実績に関係なくすべて同じ金額です。何のために作成されているのか理解に苦しみます。(P-7・P-37)

②実績報告についても市で作成されていて、各連区民生委員協議会が県対象経費と除外経費を分けている、いないに関係なくすべて市で協議会に連絡することなく独自に作成しております。(P-41・42・45・46・49・50・53・54・57・58)(P-69・98・127・158・194) (P-62・92・121・149・182)

陳述の内容

今回の問題は (2・3)

1. 市担当者の収支報告書等の改竄による交付金の過大支払
2. 要綱・規則等を守らない市の体質
3. 領収書等との確認を行わない市・県の体質(多くの金額が確認出来ず今回請求の対象外となっている。)

等が主原因で盲判で承認されていることから起きた問題であるため、その分も含めた陳述を致します。

加えて民生委員実費弁償費、県交付金、市交付金等が同じ銀行口座で一緒に管理されていると思われるため、全体像の確認が必要と思うことも申し添えておきます。

それでは県に対する2回目の住民監査請求の説明に入ります。今回の問題は民生委員、連区民生委員協議会に対する4ルートの中の金の流れのうちの一つです。追加資料の2が市作成分で3が金の流れをまとめたものです

①弁償費：愛知県→県社協→一宮社協→（連区協議会）→民生委員…（情報公開審査会）

②民生委員実費弁償費：愛知県→相談センター→連区協議会→民生委員…（住民訴訟）

③交付金：愛知県→相談センター→一宮市→連区協議会（今回の住民監査請求）

④交付金：一宮市→連区協議会（住民監査請求準備中です）…原本請求中です

この他に市職員が民生委員会長会の一泊二日の視察研修に公費で参加していたことに対し、宴会・観光が主目的であり、旅費等参加費を返還するよう出張命令者に対し住民訴訟中です。(A)

今回は③のルートについてです。

重大な問題（P-96）（P-80）

①市が連区から提出された収支計算書を基に市単独で精算書を作成していること

（誰が指示したのか、誰が許可したのか、長年何故放置していたのか）

②作成段階で交付金を満額支払えない連区の収支計算書を、チェックする立場の市担当者が、本来当然しなければならない、領収書等とのチェックをしていないことをいいことに連区に連絡することなく、単独で収支計算書を改竄し満額支払できる精算書を作成し支払していたこと（多くの盲版で愛知県知事に送付されている）

③一宮市民生委員協議会連絡会長が愛知県知事に申請する「民生委員協議会活動費交付金の交付について」民生委員協議会活動費交付金要綱(以下交付要綱という)で添付しなければならない「各民生委員協議会の収支計算書又は現金出納簿の写し(原本証明)（以下収支計算書という）」を送付することなく、提出された資料を一部除外も含め、長年に渡り偽造等された収支計算書を市長が市長印を押印し愛知県知事に送付していたこと(証拠を残されているが市のチェック機能は働いていない)

従来からの問題

①愛知県尾張福祉相談センター(以下「相談センター」という)が市を信じ市から提出された精算書のチェックをほとんどしていないこと(県は支払いに対しチェックは必要ないのか)

②相談センターは事業の実態を理解していないため、市が交付要綱に記載された対象品目の場当たりの判断を見逃してきたこと

例としては

(1)尾西地区合同研修会(会場：尾西商工会館)(4)

起、小信中島、三条、大徳、朝日の5連区が民生委員定数1人につき3千円会費を納め食

事付きで行っている。尾西商工会館の会場費は平日半日1万円以下とのこと。

しかし、連区協議会の精算書の平成25～29年度の内容は別紙の通りで起連区は県対象交付費ゼロ、朝日連区は285千円すべてが県対象交付費となっております。他の3連区はまちまちです。

(2) 愛知県福祉大会(永年勤務者に対する表彰式)(会場:愛知県体育館)(5)

i 平成25年から～29年の5年間に大会に係る経費が記載されていない連区が11連区あります。

ii 4連区については詳細不明ですが県対象交付費外となっております。

iii 残り8連区について他経費との合算・日当として一人3千円も含め、県対象交付費となっております。

(3) 宮西連区、参加人員6割の9名が飛行機で2泊3日視察見学。視察先不明ですが交通費658,950円が県交付金対象経費になっています。(P-60)

領収書等での確認が殆ど行われていない

i 領収書での確認が行われているのは木曾川連区の2回のみですが、市から相談センターには一部しか領収書の提出はされておられません。

ii コーヒー代については領収書と一致しているとは思えない(別紙2)記載の記入例、単価×数量が記載されていないものも多々ある。又、27年度富士連区コーヒー代42,000円は交付金支払を正当化するために電話で確認し記入したに過ぎないと思う。(P-125)28年度については、コーヒー代45,000円が4,500円と記載のFAXで提出され、市は4,500で精算書を作成している。(P-155・156)

iii 29年度富士連区の場合、4人で68円の交通費の訂正は不自然である。(6)(P-192)

iv 大志連区の平成26年度のみコーヒー代43,050円が一旦交付対象費に認められその後除外されたのはなぜか。この時点で市職員は大志連区的不正に気付いていたはずです。

(P-94)

決算書等の間違い(申請時添付資料3)(B)は徹底的調査をお願いいたします。

i 大志連区の県提出収支計算書と内部収支決算書の違いを調査願います。平成16年12月1日～平成28年11月30日まで大志連区民生児童委員を務めてみえた安達さんが入手された資料、会計帳簿等から調査された資料で、現在の大志連区会長、一宮市議会議員、一宮市、愛知県、一宮市民生委員協議会連絡会長(以下連絡会長という)等に説明し渡されている資料です。市・県から正しいと認められている資料と大志連区会長は豪語しており市は当然説明を求め真相を明らかにする責任が在ります。それとも市・県は提出された収支報告書が正しいと認めているのですか。

ii 今伊勢連区において平成25年度～29年度県に提出された収支決算書は間違っているとおもいます。28年度は収入金額と支払金額が違う(P-163)

iii平成25年度小信中島連区において、不明金があります。これも交付金を満額取らせるための改竄と思われる。(P-80)

iv連区民生委員協議会会長を務めている大和連区の平成28年度収支決算書は正しいと思えません。指導的立場にあり、影響力があるので実態調査をお願いいたします。

(P-162)

まずは、全ての民生委員児童委員協議会の収支決算書において領収書との確認をお願いします。

市は検査(調査)を放棄(7)(8)

①市職員の精算書改竄・大志連区については間違い指摘に対し回答しないため安達さんは、資料で説明し市・県に対し行政指導を託されたが、放置の状態です。(B)

そこで独自調査も加え、市民ポストで市長に対し一宮市補助金等交付規則で、当該職員に帳簿等関係書類を検査させることができるとあるため市長に対し会計調査の要請をいたしました。市長は担当課に丸投げ、担当課は「検査せよ」とは記載されていないということで、大志支会会長に対し「適正な事務処理を行うよう申し添えますとの回答です。国民の貴重な税金が不正に使われているのに、市は検査する気がありません。市自身が改竄を行って、民生委員協議会に不正を行わせているものもあり、調査できないのだと思います。

市は後で説明しますが、当然のことですが、疑義があるときは調査すると以前に回答しております。

②補助金等交付決定通知書(注)で「市の監査委員が補助事業等に係る出納その他について監査することがある」とありますが一度も監査したことはないとのことです。

その上一宮市民生委員協議会交付要綱の名称のまま、内容も同じで、議会に説明することもなく平成29年度から節19負担金、補助及び交付金から節8報奨金に変更し交付金の申請・交付金の精算を行なっておりません。(市会計課の専任課長も民生委員協議会に対する交付金が何故報奨金に変更されたかわからないとのことでした。)

市長は幹部会議で(28.4.1)『市役所は市民の皆様の間い合わせに、そして判断実施したことについて、明確に説明する責任が在りますそれを果たすためには、必要な情報が正確に記録され迅速に報告される仕組みやシステムをつくるのが大切です。今回は、「会議他の記録」や「資料の」作成等について指示をしました。』(C)とのことですがどのような理由で変更されたのか説明がありません。市民に実態を知られたくないからとしか言いようがありません。

過去事例との比較(9)

平成25年8月15日付市民ポストでの質問に対する回答で一宮市長は、平成25年9月5日、敬老会の収支決算書について「会計の収支を行い、精算書が提出されており内容は適正と判断しておりますので、領収書原本とのチェックを行うことは考えておりません。ただし疑義が生じた場合については領収書等の確認は必要と考えております。」との返事で

した。

平成23年度分、神山支会の敬老会収支決算書に疑義を唱えたところ、市長は回答で「確認をするために、改めて神山支会に当時の領収書や帳簿類についてお聞きしました。しかし、残念ながら、保管されていないとのことでした」ので調査を行うことはできません。ご理解いただきますようお願いいたします。」との回答です。本来裏付けがなく説明できない経費分については、補助金を返還させるべきと思いますが返還は行われませんでした。今回の事例はもっとひどくて、市は領収書等で調査すれば書類偽造は多くの連区で明白になるため検査しないで済ますつもりの様です。その為に前述の補助金・交付金から報奨金への変更を行ったと思います。民生法の何条によりこのようなことができるのですか。県が精算書のチェックを任じた市がチェックするどころか改竄を行っていることが判明したのであり、過去分すべてについて、各連区の収支報告書について領収書、銀行通帳、日計表、全体の決算書等で精算をやり直す責任が県には在ります。

一宮市商店街の2団体不正申請で補助金取消(10)

別件ですが、新聞報道によれば一宮市商店街の2団体が不正申請で補助金一部取り消されたと報道されております。県と市は事業が実際に実施されており、補助金が返還されれば刑事控訴はしないとも報道されております。今回の収支報告書改竄による交付金の過払いの問題は商店街の問題より悪質であり県は刑事控訴も視野に入れ徹底的な調査をお願いいたします。

徹底的調査お願いの理由。(11)

前回住民監査請求時、市が12月1日県宛に発送した領収書に受取日を11月30日と記載すべきところを10月13日で記載された間違いがあり、県が市宛に返送し市長印で11月25日訂正されたとの通知を頂きましたが、一宮市から県への領収書の発送日は12月1日であり、起こるはずがありません。聞かれなかったからと堂々と虚偽の

説明を通すのは一宮市では当たり前となっているようです。

今回の問題も発覚後時間がかかっているため領収書の辻褃合わせの発行が行われている可能性がありますと思われる。審査請求で非開示が開示となった分で、領収書の二重発行が一部なされています。従いまして、領収書、銀行通帳、現金出納簿、全体の決算書による調査をお願いいたします。二重発行の例を資料11で説明します。

2枚目宴会費 41,320円別紙参照について3~5枚 8,930円しか添付されていませんでした。審査請求開示後は1枚の領収書で金額が41,320円になっていました。

一宮市人事部でも行政文書公開請求書を改竄(12)

人事部に対し、今回の問題の責任者である福祉部長が定年後天下りで社会福祉協議会に就任することの質問に対し質問内容を「平成31年3月31日付定年退職者の再雇用先につい

て」に内容を改竄し行政文書公開決定通知書を発行しています。このために審査請求もできませんこれが一宮市の実態です。

一宮市の上記実態を改善指導できるのは県しかありません。今回の住民監査請求は県・市からのお金が絡んだ問題であり帳簿も合算で作成され、交通費については、要綱等で認められている、いないにかかわらず、民生委員実費弁償費、県交付金、市交付金で使用されています。その為に1枚の領収書が3枚に使用されている可能性があります。本来一部連区を除き次年度繰越金はないはずですが、平成29年度繰越金は合計で8,548,018円あります。(一番多いのは、木曾川連区1,208,061円、萩原連区は年2万円/1人の会費があるため1,562,230円であります)が木曾川連区を一番多いとしました)(D)民生委員実費弁償費、県交付金、市交付金はすべて使用したとの報告になっており、多額の繰越金があることについても調査願います。

纏め

今回の県交付金・市交付金の精算における市職員による改竄は、市が監査事務局を含め市が検査しないことをいいことに組織ぐるみで堂々に行った、大胆な犯罪であり、県主導で調査し返還させてください。

新聞報道された一宮駅西商店街の問題に勝るとも劣らない問題で、公金を無駄使いし、市の信用を失墜させ、県を長年欺いてきた行為は許されるわけがありません。市の隠ぺい体質を念頭に市の回答に対しては証拠で確認しながら、まずは領収書、銀行通帳・現金出納簿、決算書(全体)等で調査を行い、必要に応じ研修内容等もチェックし一罰百戒の気持ちで関係者に対して厳罰となるような報告(通知)が頂けるようお願いいたします。

最後に今後の再発防止策として

1. 領収書の原本確認の上領収書コピーの提出
2. 県補助金条例制定
3. 民生委員・民生委員協議会の全体像を県で把握
4. 改竄発覚時の罰則強化

を前回同様速やかに達成できる指示をお願いし私の陳述は終わります。ありがとうございました。